

国道6号小美玉道路検討会
規約

(名称)

第1条 本会は、「国道6号小美玉道路検討会」(以下、「検討会」と称する。

(目的)

第2条 検討会は、国道6号小美玉道路の構想段階において、地域のより細かなニーズを把握し、住民・関係者等の理解を得た、より良い計画を実現することを目的とする。

(検討調整事項)

第3条 検討会は、次の事項について検討と調整、検証を行う。

- (1) 小美玉市周辺地域における交通状況、土地利用、道路網の課題把握
- (2) 当該地域における課題への対応方針の検討
- (3) 当該地域における新たな道路網の必要性・効果の検討
- (4) その他必要な事項

(構成)

第4条 検討会の委員は、別紙の委員で構成する。

2. 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、検討会での検討と調整、概略計画をとりまとめ、計画段階評価に移行するまでとする。

(委員長)

第6条 委員長は、検討会委員の中から互選により充てる。

2. 委員長は、検討会の会務を総括する。
3. 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
4. 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(検討会の運営)

第7条 検討会は、会長の発議に基づいて開催する。

2. 検討会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

(検討会の公開について)

第9条 検討会は公開とする。

(事務局)

第10条 事務局は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所計画課と茨城県土木部道路維持課に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする

(付 則)

1. この規約は、令和3年3月23日から施行する。

国道6号 小美玉道路検討会

委員名簿

令和3年3月23日現在

委員	所属
岡本 直久	筑波大学 システム情報系 教授
平田 輝満	茨城大学 工学部都市システム工学科 准教授
和田 健太郎	筑波大学 システム情報系 准教授
石川 昭	茨城県 土木部道路維持課 道路保全強化推進室長
鶴井 重則	石岡市 都市建設部長
金谷 和一	小美玉市 都市建設部長
安 正弘	茨城町 都市建設部長
高橋 哲	国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 副所長

(事務局) 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 計画課

茨城県 土木部道路維持課 道路保全強化推進室